

## 英国雇用主の責任と給与計算のマニュアル

本稿は英国雇用主の責任及び給与計算のマニュアルであり、具体的には雇用主の3つの責任及び給与計算における税金・国民保険・年金の控除について説明します。毎年の個人所得税基本控除額及び国民保険の雇用主控除額は変更する可能性があるため、特に説明しない限り、本稿の内容は2022年4月6日から2023年4月15日までの期間に適用されます。

### 1. 雇用主の責任

#### 1.1 PAYE (Pay As You Earn) 登録

雇用主は従業員を雇って始めてから、英国の歳入関税庁 (HMRC) に登録を申請し、最初の給与支給日までに登録を完了する必要があります。申請後、一般的には5営業日以内にHMRCの発行した雇用主PAYE番号を取得します。特別な状況を除き、その番号は3桁のHMRCオフィス番号と唯一の参照番号で構成されます (例えば、123/AB45678)。

#### 1.2 年金の自動加入 (Auto Enrolment)

年金の自動加入は英国政府が導入した方法です。その目的は、雇用主の協力のもとで定年後の貯蓄が合理的に租税回避をすることについて従業員を支援し、国民年金への従業員の依存を減らすことです。

時間がかかるため、雇用主ができるだけ早く年金制度を選択することをお勧めします。雇用主は自ら年金制度を選択するほかに、専門家のアドバイスを求めることもできます。

年金制度を選択する前に、雇用主はいくつかの要素を検討してから決定する必要があります。例えば、保険が全ての従業員に適用されるか否か、費用がいくらであるか、最適な優遇税制を従業員に提供するか否か、自社の給与支給システムに適用されるか否かです。

#### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

#### SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場B棟6階603室  
T: +86 21 6439 4114

#### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

#### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

#### TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka  
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo  
Japan 107-0052  
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号  
BIZMARKS赤坂308室  
郵便番号: 107-0052  
T: +81 3 5776 2637

#### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
T: +65 6438 0116

#### KUALA LUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F.  
Menara Teguh Alila Bangsar  
58 Jalan Ang Seng  
50470 Kuala Lumpur, Malaysia  
T: +60 17 672 0203

#### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
T: +1 646 850 5888

#### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
T: +44 20 8176 3860

## 1.3 雇用主賠償責任保険(Employer Liability Insurance)

雇用主になった直後に雇用主賠償責任保険に加入する必要があります。その保険は認可された保険会社によって提供され、又は保険金額は 500 万ポンド超でなければなりません。従業員は仕事により病気又はけがを受けた場合、雇用者賠償責任保険が補償されます。

雇用主は雇用主賠償責任保険に加入していない場合、1 日あたり 2,500 ポンド以下の罰金に処します。さらに、政府に検査された場合、雇用主は有効な雇用主賠償責任保険証を提示しなかったり、提示を拒否したりした場合、1,000 ポンドの罰金に処します。

## 2. 給与控除計算基準

雇用主は給与を支給する際に、税金(PAYE)及び国民保険金を源泉徴収する義務があります。同時に、従業員が被用者年金を選択した場合、雇用主はその拠出金を支払う必要があります。具体的には以下の通りです。

番号	類別	支払者	比率	年収
1	源泉税 (PAYE)	従業員	0%	12,570 ポンド以下
			20%	12,571～50,270 ポンド
			40%	50,271～150,000 ポンド
			45%	150,000 ポンド超
2	国民保険 (NIC)	従業員	0%	9,880(備考 1)ポンド以下
			13.25%	9,881(備考 2)～50,268 ポンド
			3.25%	50,268 ポンド超
		雇用主	0%	9,100 ポンド以下
15.05%	9,100 ポンド超			
3	養老保険	従業員	5%	6,240 ポンド超
	(自動加入)	雇用主	3%	6,240 ポンド超

備考 1: 2022 年 7 月 6 日以降 12,570 ポンドに引き上げられます。  
備考 2: 2022 年 7 月 6 日以降 12,571 ポンドに引き上げられます。

## 2.1 源泉税(PAYE)

ほとんどの納税義務者は個人所得税を納付する前に、個人所得税基本控除額と呼ばれる一定額の非課税所得があります。配偶者控除額又は視覚障害者控除額を同時に申請している場合、より高い上限額を受けることができます。

2022-23 課税年度は、全ての納税者の個人所得税基本控除額は 12,570 ポンドですが、収入が 100,000 ポンドを超えた場合に減額されます。

## 2.2 国民保険(NIC)

国民保険は、公的年金、求職者給付金、出産給付金等の公的給付内容を提供するために政府によって徴収されています。主には以下の者によって支払われます。

- (1) 従業員 - 賃金から拠出
- (2) 雇用主 - 支給する賃金から別途拠出
- (3) 自営業者 - 取引利益から拠出

雇用主の国民保険は、各雇用主に対して一定額の手当を与えます。前年の国民保険金総額が 100,000 ポンド未満であり、且つ会社の取締役が唯一の従業員でならず、収入が 2 階基本控除額の最低要件を超えた場合、毎年の給付金の上限額は 5,000 ポンドです。

## 2.3 年金(自動加入)

全ての雇用主は法により被用者年金制度を提供し、被保険者となる従業員に年金制度に加入させ、拠出する必要があります。

被保険者となる従業員は以下の要件に該当する必要があります。

- (1) 年齢が 22 歳から公的年金受給年齢までであること。
- (2) 年収が 1 万ポンドを超えること。
- (3) 英国国内で勤務していること。

ほとんどの自動加入の年金制度では、税引前 6,240~50,270 ポンドの従業員の総収入に基づいて給付されます。総収入には以下の各項が含まれます。

- (1) 賃金
- (2) 賞与と手数料
- (3) 残業代
- (4) 法定傷病休暇の給与
- (5) 法定の出産休暇、配偶者出産休暇又は養子縁組への養育費

合計拠出率の最低限は 8%であり、そのうち雇用主の拠出率の最低限は 3%です。最低の拠出限度額が満たされている限り、雇用主の拠出率は 3%を超える場合、従業員の拠出率は 5%以下ができます。

従業員は、自動加入の年金制度を「加入」又は「脱退」することができます。その場合には、雇用主は情報を提供し、従業員に支援する必要があります。

### 3. 給与計算の例

例えば月給が 3,000 ポンドの場合、雇用主は毎月 3,421 ポンドを支給し、従業員は実際的に受け取った給与が 2,222 ポンドです。

	月給£	源泉税		国民保険		年金		支給/ 受取 金額£
		金額£	備考	金額£	備考	金額£	備考	
雇用主	3,000	-		337	上限額 £9,100 @15.05%	74	上限額 £6,240 @3%	3,412
従業員	3,000	391	免税上限 額£12,570 @20%	288	上限額 £9,880 @13.25%	99	上限額 £6,240 @5%	2,222

備考:「£」はポンドです。

### 4. 啓源のサービス料金

番号	サービス内容	サービス料金 (ポンド)
1	PAYE 番号登録(年金を含む)	100
2	月給処理(1人につき)	50*
3	その他の人的資源管理サポートサービス	別途相談

備考:1人毎に24ポンド追加

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)